【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年７月２日
【会社名】	株式会社東京放送ホールディングス
【英訳名】	TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　石原 俊爾
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目３番６号
【電話番号】	０３（３７４６）１１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　伊藤 博信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目３番６号
【電話番号】	０３（３７４６）１１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　伊藤 博信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

平成24年６月28日開催の当社第85期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）株主総会が開催された年月日

平成24年６月28日

（２）決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株当たり金10円　総額1,526,326,470円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月29日

２.その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　8,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　8,000,000,000円

第２号議案 取締役16名選任の件

井上弘、財津敬三、石原俊爾、武田信二、信国一朗、豊中俊榮、藤田徹也、難波一弘、加藤嘉一、星野誠、新田良一、平本和生、山本雅弘、槍田松瑩、髙嶋達佳および朝比奈豊を取締役に選任する。

第３号議案 監査役5名選任の件

小川邦雄、神成尚史、岡部敬一郎、田中健生および明石康を監査役に選任する。

第４号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役16名および監査役５名に対し、取締役賞与として総額43百万円（うち社外取締役４名に対し総額４百万円）、監査役賞与として総額７百万円（うち社外監査役３名に対し総額３百万円）を支給する。

（３）決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成の割合（%）
第１号議案	1,276,305	555	28	（注）１	可決（92.36%）
第２号議案				（注）２	
井上 弘	1,207,502	69,386	0		可決（87.38%）
財津 敬三	1,258,402	18,487	0		可決（91.06%）
石原 俊爾	1,258,769	18,120	0		可決（91.09%）
武田 信二	1,268,869	8,020	0		可決（91.82%）
信国 一朗	1,268,927	7,962	0		可決（91.82%）
豊中 俊榮	1,270,159	6,729	0		可決（91.91%）
藤田 徹也	1,268,928	7,961	0		可決（91.82%）
難波 一弘	1,268,932	7,957	0		可決（91.82%）
加藤 嘉一	1,270,119	6,769	0		可決（91.91%）
星野 誠	1,270,164	6,724	0		可決（91.91%）
新田 良一	1,270,161	6,727	0		可決（91.91%）

平本 和生	1,268,901	7,988	0		可決（91.82%）
山本 雅弘	1,216,547	60,341	0		可決（88.03%）
槍田 松瑩	1,256,902	19,987	0		可決（90.95%）
髙嶋 達佳	1,151,054	125,835	0		可決（83.29%）
朝比奈 豊	1,218,743	58,145	0		可決（88.19%）
第３号議案				（注）３	
小川 邦雄	1,275,751	1,137	0		可決（92.32%）
神成 尚史	1,275,844	1,044	0		可決（92.32%）
岡部 敬一郎	1,274,362	2,526	0		可決（92.21%）
田中 健生	1,254,291	22,596	0		可決（90.76%）
明石 康	1,203,563	73,324	0		可決（87.09%）
第４号議案	1,259,422	17,293	172	（注）４	可決（91.13%）

（注）１．第１号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．第２号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
３．第３号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
４．第４号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

（４）株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上